

全国林野関連労働組合四国地方本部交渉

議 事 要 旨

1 開催日時：平成26年3月27日 11：15～12：00
15：15～15：50

2 場 所：四国森林管理局2階会議室

3 出席者

組合 下岡豊執行委員長、柳園幸徳副執行委員長、宮口淳一副執行委員長、
梶原浩二書記長、山本末満執行委員、高岡英司執行委員、川村之二執
行委員、小松浩執行委員、竹内昭人執行委員、

当局 齊藤均総務企画部長、門田成生総務課長、吉良崇夫企画官（安全衛生）、
小笠原建夫総務課長補佐（総務）、榛田力男総務課長補佐（福利厚生）

4 交渉事項

職員の労働条件の改善について

5 議事概要

（当局）

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のために予備交渉を実施し、交渉項目、時間、場所等について整理したところであり、職員団体からの意見等については、誠意をもって対応する考えであるのでよろしく願います。

（組合）

職員の労働条件の改善について、生産、造林、治山、林道事業をはじめ、各事業における事業量の増大に伴い、恒常的な超過勤務、休日勤務の実態、時間外での出張となっており、適切な超過勤務命令と超過勤務の縮減及び旅行命令のあり方を明確にすること。

また、長時間の残業などによる疲労の蓄積、仕事に起因すると思われる悩みなどの実態が多くなっており、適切な健康管理に向けた具体的な方策を示すこと。

（当局）

平成25年度については、一般会計化や補正予算の繰越等による大幅な事業量の増加に伴い、超過勤務時間も増加している実態であると認識している。

各事業における発注等のピークは過ぎたと考えているが、局担当課と各署等が連携し、必要に応じて、応援態勢、業務の外部委託、臨時職員の活用、事務・業務の削減・効率化等を検討し、引き続き超勤縮減に取り組んで行く考えである。

また、旅行命令の取扱については、これまでも旅行の行程などを勘案し、職員

に対し、無理のない旅行行程となるよう命令を行っているところであり、今後についても引き続き適正に取り組んで参りたい。

職員の心の健康づくりについては、所属の長、心の健康づくり推進員（総務企画部長）、管理監督者（局は各課長、署等は次長（調整官））が協力・連携し、健康管理医や「心の健康づくり相談員」からの助言等を踏まえて各種対策に取り組んでいるところであり、業務上において職員に過度の負担が係っていると考えられる場合には、その業務の負担軽減策を早急に検討し、負担を取り除くことが重要であると認識している。

（組合）

国有林野事業の一般会計移行に係わり、森林官を配置できていない森林事務所や未配置ポストが生じるなど、複数担当区を受け持つ森林事務所における負担軽減策（臨時・委託・請負）を示すこと

また、森林事務所においては一人入山の実態など、職員への安全面への影響が出ており対応策を示すこと。

（当局）

一般会計移行後の森林事務所の業務運営について、特に複数担当区を管轄することにより、業務量が増加するなどの負担増への対応として、再任用職員や退職者非常勤職員の配置による対応、業務の繁忙期における一般非常勤職員のほか、近隣の森林事務所や本署からの応援による対応も行われていると認識しているところである。

複数担当区を管轄する森林事務所にかかる負担軽減については、引き続き、再任用職員、退職者非常勤職員、一般非常勤職員の雇用のほか、収穫調査の委託、測定業務における請負での対応に努めていく考えている。

一人入山の安全対策については、これまでの通知等に基づき、森林官等が単独行動とならないための方策、やむを得ず単独行動となる場合の措置等について、適切な対応に努め、類似災害の防止を図るよう指示しているところである。

また、単独行動排除に向けては臨時雇用による対応などにより、職員の労働安全衛生の確保・充実に努め、各署等の対応状況等の把握を行い、森林官等の単独行動とならないための方策等を徹底し、安全対策に万全を期す考えである。